



その次の安心も。



オリコオートリースの24時間365日ロードサービス

24 HOURS 予期せぬトラブルや事故に遭遇したとき、プロのサービススタッフが駆けつけます。



レッカーサービス

自力走行が困難な場合、最寄りの修理工場や販売店までレッカー車でけん引します。(けん引距離は10kmまでとなります。)



落輪時の引き上げ

タイヤ1本、落差1mまでの落輪時に、引き上げ作業を行います。



ガス欠時の給油

ガス欠となった場合、現場で10ℓ程度の給油を行います。(燃料代はお客様の負担となります。)



冷却水補充

オーバーヒートなどのトラブル時に、冷却水の補充を行います。 ※ご対応できない場合がございます。 ※部品代等はお客様のご負担となります。



ボルト締め付け

トラブルなどによりボルトのゆるみが発生した場合、締め付け作業を行います。 ※ご対応できない場合がございます。

AFTER FOLLOW 万一おクルマが使えなくなっても、ご帰宅までオリコがサポートします。



タクシーサポート

ご希望により、タクシーによる移動にも対応します。ご利用金額は20,000円までとなります。



宿泊サポート

事故や故障などで、やむを得ず宿泊が必要となった場合、一人当たり15,000円を限度に宿泊費用を負担します。



バッテリージャンピング

バッテリーあがりなどの場合、現場でケーブルを接続し、エンジンを始動します。



カギ開け

おクルマにキーを閉じ込んだ場合、解錠作業を行います。(対象は一般的なシリンダーキー、特殊シリンダーは除きます。)



スペアタイヤ交換

タイヤがパンクした時などに、スペアタイヤ1本まで交換します。(2輪車は除きます。)



応急作業

故障や事故発生時に、現場で可能な応急修理対応を、30分を限度に実施します。



灯火バルブ・ヒューズ類取り替え

ヘッドランプのバルブ切れやヒューズ切れが発生した場合、交換作業を行います。 ※ご対応できない場合がございます。 ※部品代等はお客様のご負担となります。



サイドブレーキ固着

固着によりサイドブレーキが操作できなくなった場合、解除作業を行います。(2輪車は除きます。)
※ご対応できない場合がございます。



レンタカーサポート

代替車として、レンタカーをご手配致します。ご利用料金は20,000円までとなります。



帰宅サポート

やむを得ず公共交通機関で帰宅される場合、一人当たり20,000円(車検証上の乗車定員まで)を限度に、帰宅費用を負担します。



修理後搬送サポート

修理後の車両を、自宅や会社まで搬送します。搬送料金は50,000円を限度とさせていただきます。



おクルマの故障や万一の事故発生時に、専門スタッフが24時間365日いつでも緊急出動やアドバイスでサポート。オリコオートリースならではの安心は、いつも皆さまのカーライフのそばにあります。

オリコオートリースロードサービス 緊急受付ダイヤル 年中無休 **0120-019-153**

車検証ケースに入れて保管してください。

オリコオートリースロードサービス 緊急受付ダイヤル

0120-019-153

年中無休



株式会社オリコオートリース

オリコオートリース ロードサービス利用規定

本利用規定は、株式会社オリコオートリースの契約車両使用者（以下「車両使用者」といいます。）が、受けることができる無料サービス及び有料サービス（以下総称して「OALロードサービス」といいます。）の内容と提供条件等を定めるものです。

第1条（無料サービスの内容と提供条件）

無料サービスの内容と提供条件は、次の第(1)号乃至第(4)号のとおりとします。

(1) 現場応急作業サービス

事故又は車両故障の現場において、作業員1名が30分(次号に定めるレッカーサービスにおける積込み作業を含めいくつかの作業を合わせて行う場合は、その合計所要時間が30分)以内で実施可能な次の現場応急作業サービスとします。

- ① キー閉じ込み時の開錠作業。
- ② バッテリー上がり時のジャンピング作業。
- ③パンク時のスペアタイヤ交換作業。
- ④ ガス欠時の給油作業(1.0ℓ程度)及びディーゼル車のエア抜き作業。
- ⑤ その他現場対応が可能な応急作業。但し、分解作業を除きます。

(2) レッカーサービス

- ① 事故又は車両故障の現場から10kmまでを限度とした、レッカーによるけん引又は車両積載車による運搬。但し、前項の現場応急作業サービスにより自力走行可能となる場合及びキーを紛失した場合は対象外とし、また積込み作業は前項の現場応急作業サービスも含めて作業員1名が30分以内で実施可能な範囲内とします。
- ② タイヤ1本落輪している場合(落差1m以内)の落輪車両の引き上げ作業。

(3) アフターサポートサービス

- ① 事故又は車両故障の現場が車両使用者の契約住所から直線距離100km以上遠方の場合で、対象車両が前号のレッカーサービスを利用して修理工場等に一時保管となり、車両使用者が、事前に申し出たときとします。
なお、アフターサポートサービスのみの利用はできないものとします。
- ② サービス内容は、タクシーサポート、レンタカーサポート、帰宅サポート、宿泊サポート、修理後搬送サポートとし、その利用金額、利用方法は本項4号に定めるものとします。
- ③ 車両使用者の契約住所から直線距離100km以上遠方の場所の算出方法は、株式会社オリコオートリース（以下「当社」といいます。）及び当社が提携するサービス提供会社（以下総称して「当社等」といいます。）所定の地図システムにて直線距離を算出し、これを基準とします。

④ サービス内容

A. タクシーサポート

事故又は車両故障発生の日中に、現場から目的地への移動にタクシーを利用する場合、20,000円(消費税等込)を限度に、タクシー利用料金相当額を負担します。なお、タクシーの手配は、車両使用者が行うものとします。

B. レンタカーサポート

車両故障発生の日中(または発生後24時間以内)に、目的地へ移動する為の代替車両として、お客様がレンタカーの手配を行い、20,000円(消費税等込)を限度にレンタカー利用料金相当額を負担します。ただし、燃料代・備品代・乗捨て費用等の車両料金以外はお客様の負担となります。

C. 帰宅サポート

事故又は車両故障等の発生当日に帰宅する場合に限り、車両使用者及び同乗者（但し、車検証に記載の定員数内）一人あたり20,000円(消費税等込)を限度に、電車・バス及び航空機や船舶等の公共の交通機関の利用料金相当額を負担します。但し、新幹線・特急等は普通指定席まで、航空機はエコノミークラス、船舶は2等船室までの利用に限ります。また、利用券の予約・購入等の手配は、車両使用者が行うものとします。
※原則として最短、かつ合理的で自宅または会社に到着できる経路及び方法を対象とします。
※利用した交通機関の領収書が必要ですが、但し、領収書の取り付けが困難である場合は、交通機関利用方法、経路、金額を確認し妥当と判断された場合のみ対象とします。

D. 宿泊サポート

公共の交通機関を利用できず宿泊が必要な場合、事故又は車両故障発生当日の夜間1泊分に限り、当社等が指定する現場から最寄の宿泊施設の手配を行い、車両使用者及び同乗者（但し、車検証に記載の定員数内）一人あたり15,000円(消費税等込)を限度に宿泊料金相当額を負担します。但し、季節・時間帯・場所等により当社等が手配できない場合は車両使用者が自ら手配を行うものとします。

※宿泊費用とは客室料(税・サービス料込み)をいい、飲食代、電話代等、その他の費用については車両使用者の負担とします。
※宿泊施設とは、原則としてビジネスホテルクラスとします。※緊急時に宿泊せざるを得なかった場合に限定しているため、当該事故又は車両故障発生以前から予約又は予定をしていた宿泊施設での宿泊費用は対象外とします。

E. 修理後搬送サポート

修理完了対象車両の車両使用者の自宅および会社への搬送費用又は車両使用者が当該車両を取りに来るために必要な片道交通費を負担します。但し、当社等の負担は、50,000円(消費税等込)を上限とします。

(4) アフターサポートサービスの精算方法

- ① 車両使用者は、アフターサポートサービス利用料金を立替払いし、当社等が車両使用者に送付する所定請求費用紙に当該利用料金を証す領収書を貼付け当社等に返送するものとします。
- ② 当社等は、所定請求費用紙が車両使用者から当社等へ到着してから1ヶ月以内に車両使用者指定の銀行口座に当該利用料金を振り込むものとします。また、立替払いした代金の精算に際し有料サービス代金の請求が発生した場合、差し引きのうえ精算できるものとします。

第2条（有料サービスの内容と提供条件）

前条のサービスの適用範囲を超えるものは有料サービスとして実施します。また、現場若しくは工場入庫後の契約は、実際の作業を実施する者（以下「サービス実施者」といいます。）と車両使用者との別途の契約によるものとし、車両使用者が当社等に支払うものとします。

(1) 現場応急作業サービス

- ① キーの閉じ込みにおいて、電子ロック等特殊構造の錠や盗難防止装置等がついているなどにより解錠が困難な車両の運搬・開錠等にかかる作業費用実費。
- ② トランクへのキーの閉じ込みによる直接開錠作業費用実費。
- ③ キー(スペア含む)紛失時(車内に無い場合も含む)の全ての作業費用実費。
- ④ キーの閉じ込みまたは紛失時に車両使用者又はサービス実施者がスペーパーキーを取ってくる方が便宜であると当社等及びサービス実施者が判断した場合の作業費用実費。
- ⑤ バッテリーの充電費用実費。
- ⑥ タイヤ補修剤等によりパンクの応急処置を行う場合の補修費用実費及びタイヤ補修剤等の作業以外に要する代金実費。
- ⑦ チェーン脱着、ノーマルタイヤとスタッドレスタイヤの相互の交換作業費用実費。
- ⑧ ガス欠時において、給油を行った燃料代金実費。
- ⑨ その他、消耗品・部品の交換・備付等を行った代金及び補充・交換等を行った部品代金等実費。
- ⑩ 天候状況に関係なくガラスウィンドー昇降に関するトラブルや故障に対する作業費用実費。
- ⑪ 走行に支障の無い(保安部品に関連性の無い)電装品等(オーディオ、ラジオ、カーナビ、テレビ、ルームランプ、フォグランプ、エアコン等)のトラブルや故障に対する作業費用実費。

(2) レッカーサービス

- ① レッカーけん引又は車両積載車による運搬距離が無料サービス距離を超えた場合、1km毎の延長けん引費用実費。
- ② トローリ-の使用等、特殊作業を要する場合の特殊作業費用実費。
- ③ タイヤが2本以上落輪している車両の引上作業費用実費。
- ④ 車両が横転、転倒、落車している場合の作業費用実費。
- ⑤ クレーンの使用等、特殊作業を要する場合の特殊作業費用実費。
- ⑥ 車両が公共物、建物等に追衝突等した場合の車両引出し作業費用実費。
- ⑦ 搬送する際に立体駐車場等にトラブル車両があることにより、レッカー又は車両積載車に近づけるところまで移動する車両引出し作業費用実費(手押し作業を含む)。
- ⑧ 車両の形状(ローダウン車・エアロパーツ装着車)等により、積込みのための困難な作業費用実費。
- ⑨ 搬送移動先のスペースや立地関係の理由で車両を積み下ろしてから車両を移動する作業費用実費(手押し作業含む)。

(3) その他

- ① 車両の破損による道路清掃作業、オイル漏れの後処理資材の油処理剤代及び作業費用実費。
- ② サービス実施者が速やかに作業にとりかかれず、待機時間が発生した場合の待機費用実費。
- ③ サービス実施者が安全対策をするうえで使用した発炎筒等の費用実費。
- ④ サービス実施者が現場往復に要したカーフェリー乗船料金等、ならびにサービスの実施に必要な有料駐車場利用料金実費。
- ⑤ 一旦レッカーサービスを利用した後、トラブル車両の修理をせずに再度搬送依頼を受けた際の料金全額実費。
- ⑥ 一区間を超える有料道路使用実費

(4) 有料サービスの精算方法

有料サービス料金は、車両使用者が当社等に支払うものとします。

第3条（ロードサービスの提供条件-1）

車両使用者の乗車する車両が日本国内で走行中に発生した事故又は車両故障により自力走行不能となった場合の条件を以下のとおりとします。但し、航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送中の事故・故障等は含まないものとします。

※「自力走行不能」とは、物理的に走行不可能な場合(例えば、車が重大して動かない場合)か又は道路交通法上走行が禁止される場合(例えば、夜間でライトが作動しない場合)をいい、スタッドレスタイヤやチェーン等の装備が無いため雪道等で単にスリップする状態で行きできない場合などは含まないものとします。

第4条（ロードサービスの提供条件-2）

ロードサービスの提供については、次の各号の条件を満たしていることを条件とします。

- (1) 当社等の設置するコールセンターにロードサービスの依頼をし、ロードサービス会員番号・氏名・生年月日・住所等の告知を行うこと。
- (2) 車両使用者は、ロードサービスの実施前にサービス実施者にロードサービス会員証の提示を行い、サービス実施者が自動車運転免許証、自動車検査証等の提示を求めた場合は、これを提示すること。また、ロードサービスを受けた後に車両使用者は、当社等の所定作業報告書を確認し、これに署名を行うこと。
- (3) ロードサービスの実施に伴い車両及び積載物に損傷等が生じ得る可能性が予測される場合には、当該損傷につきサービス実施者を免責する旨の念書に車両使用者が署名すること。
- (4) 警察への届け出を要する事故については、車両使用者が警察への届け出を済ませており、かつロードサービスの実施につき警察の許可を受けていること。
- (5) ロードサービスを受ける際には、サービスが安全かつ円滑に実施されるよう、当社等並びにサービス実施者の指示に従い、また必要な協力を行うこと。
- (6) ロードサービスの実施にあたって車両使用者が立ち会うこと。但し、レッカー車によるけん引及び積載車による運搬の場合は除き、また車両使用者が負傷時には車両使用者から委任された者による立会いも可とします。
- (7) 危険物運搬車両のレッカー車けん引及び積載車による運搬については、危険物取扱者免許の保持者が同行すること。

第5条（対象車両）

本サービスの提供を受けることのできる車両は、車検証記載上、車両総重量8,000kg未満の自家用・事業用・乗用・貨物の四輪車、自動二輪車、自動三輪車とします。

第6条（ロードサービスを提供しない場合）

次の各号に該当する場合は、ロードサービスを提供する義務を負うものではありません。
また当社は事前又は事後に通知することにより、サービスの提供を変更、中止又は終了できるものとします。

- (1) 台風・豪雪などの気象状態、又は地震・噴火などの天災地変等によりサービス実施者の身体に危険を伴う場合。
- (2) 通行禁止道路、季節的閉鎖道路、主務大臣等が通行禁止を指定した地域、離島、フェリーポート上や、砂浜、林道、河原の不整地等でサービス実施者の出動車両が通行できない道路に対象車両がある場合。
- (3) 戦争・暴動、又は公権力の行使により運行が極めて困難な地域に対象車両がある場合。
- (4) 対象車両につき、違法な改造がなされている場合、車検登録のない場合、又は特殊作業装置等を装備している場合。
- (5) 刑法・その他特別法に違反している場合例示として列挙すると以下の場合になります。
 - ① ロードサービス提供後に飲酒、薬物、無免許運転などの違法運転がなされるおそれのある場合。
 - ② 車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による事故・故障等。
 - ③ レース、ラリー等、一般の乗用目的以外(店舗展示車等を含む)での車両利用中の事故・故障等。
 - ④ ロードサービスの実施により、対象車両及び積載物に損傷等の損害が発生しうる場合。
 - ⑤ 対象車両に高価な品物、代替不可能な品物及び危険物を積載している場合。
 - ⑥ ロードサービスの実施により、第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限及びその他第三者への損害が想定されるが、当該第三者の承諾が得られない場合。
 - ⑦ サービス実施者が所有使用者の承諾を確認できない場合。
- (6) 前各号以外でも、当社等が、実施が困難であると判断した場合。

お問い合わせ

株式会社オリコオートリース

〒110-0016

東京都台東区台東2-27-5 日土地御徒町ビル7階

※本利用規定を予告なくいつでも変更することができるものとします。
この場合、変更以降の本提供内容及び提供条件は変更後の利用規定が適用されるものとします。